



柏市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和2年3月9日

柏市監査委員	下	隆	明
柏市監査委員	小	栗	一徳
柏市監査委員	古	川	隆史
柏市監査委員	円	谷	憲人

令和元年度

監査の結果に関する報告

随時監査（工事監査）

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

下 隆 明
小 栗 一 徳
古 川 隆 史
円 谷 憲 人

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（工事監査）

3 監査の期間

令和元年12月3日から令和2年3月4日まで

4 監査の対象

(1) 対象工事

柏市教育福祉会館耐震補強及び大規模改修工事（建築工事）

(2) 監査対象部署

生涯学習部中央公民館（工事発注部署）

総務部資産管理課営繕管理室（工事担当部署）

財政部契約課（契約担当部署）

5 監査の方法

今年度の工事監査は、令和元年度に施工中の請負金額3,000万円以上の建築工事の中から監査委員会議で検討し、とくに大規模な耐震補強工事案件である本工事を選定した。監査対象部署から関係資料の提出を求め、関係職員立会いのもと、書類及び現地調査を通して、設計、施工、施工管理等が適正に行われているかについて確認した。

また、技術的観点からの監査を主眼としたため、公益社団法人大阪技術振興協会に技術監査を委託し、派遣された技術士の助言を受けて実施した。

6 監査の概要

(1) 工事概要

ア 工事場所

柏市柏5丁目8番12号 柏市教育福祉会館

イ 請負者

小倉・椎名特定建設工事共同企業体

ウ 請負金額（消費税及び地方消費税含む）

(ア) 当初 911,520,000円

(イ) 変更契約後 918,963,838円

エ 契約日

(ア) 当初 平成31年 1月28日

(イ) 変更 令和 元年11月 6日

※議会の議決をもって本契約の成立

オ 契約工期

平成31年3月19日～令和2年11月13日

カ 工事内容

昭和56年3月の竣工から40年近くが経過し、老朽化が進んだ当該施設について、柏市公共施設等総合管理計画に沿って以下の工事を実施するもの。

(ア) 耐震補強工事

建築基準法に基づく新耐震基準を満たしていないことから、耐震補強工事を実施するもの。

工法は、免振・制振・耐震工法から、工事費用、期間、利用者への影響を総合的に勘案し耐震工法を選定した。

(イ) 大規模改修工事

耐震補強工事実施に併せ、建物の長寿命化、バリアフリー化及び現代のニーズに即応した施設とするため大規模改修工事を実施するもの。

キ 既存建物概要

(ア) 竣工 昭和56年3月

(イ) 用途 集会場（公民館）、福祉施設

(ウ) 構造 鉄筋コンクリート造，一部鉄骨鉄筋コンクリート造

(エ) 規模 建築面積 1,389.48 m²

延床面積 5,930.24 m²

敷地面積 5,213.28 m²

(オ) 階数 地上5階塔屋2階

(カ) 耐震診断 I s 値 0.51

ク 整備計画の変更

市役所本庁舎高層棟耐震化工事期間との重複を避けるため，当初計画で平成27年度から平成28年度を予定していた実施設計委託，及び平成29年度から平成30年度を予定していた工事をそれぞれ先送りした。それにより，実施設計委託を平成29年度3月末に実施し，耐震補強及び大規模改修工事を令和元年度から令和2年度にかけて実施している。

(2) 工事進捗状況

令和2年1月31日現在において，計画では，全体で20%，耐震補強工事で72%，大規模改修工事で0.5%の進捗としていたが，同日の実績では，全体で21%，耐震補強工事で75%，大規模改修工事で1.2%の進捗状況であった。

7 監査の結果

入札及び契約関係書等を調査した結果，事務処理は適正であった。また，設計や施工管理等の工事関係書類の調査，工事現場における施工状況の調査の結果も，おおむね適正であると認められた。

しかし，とくに次の事項については，「監査の結果等の取扱い要領」に定める判断及び処理の基準により指摘事項に該当するものと決定した。十分に精査のうえ，適宜改善を図られたい。

【指摘事項】

指摘事項は、事務の執行において、故意又は過失により損害を与えたもの又はそのおそれがあるもの、法令等に重大な違反があるもの等を判断基準として決定したものである。

本監査における指摘事項は以下のとおりである。

既存建物の解体工事において大気汚染防止法に規定するアスベストに関わる掲示がなされていなかったこと

建築物を解体する工事の受注者は、その工事がアスベスト（石綿）等特定粉じん排出等作業を伴う建設工事に該当するか事前に調査を行い、解体等工事を施工する際は、その調査結果等を解体等工事の場所で作業従事者及び周辺住民から見やすい位置に掲示することが義務付けられている（大気汚染防止法第18条の17第4項）。

今回の監査において確認したところ、本工事の請負者（以下「施工者」という。）が既存建物のアスベスト含有建築材料撤去作業を実施するにあたり、作業手順や撤去物の処分については適正に行われていたものの、施工者の失念により当該工事場所に調査結果等の掲示を行っていなかったことが判明した。

本件におけるアスベスト含有建築材料の種類は、別表のとおり石綿含有成形板等に分類され、調査結果等を関係省庁に届け出る必要がないレベル3に該当するものではある。しかし、アスベストはその粉じんを吸入することにより、重篤な健康被害を引き起こすおそれの高い物質である。当該現場は市庁舎に隣接し、付近には住宅、店舗及び図書館があり、周辺住民及び市役所等の利用者等に対して情報提供を行わなかったことは明らかな違法行為であると同時に、市民の信頼を損なうものであり甚だ遺憾である。

今般生じたことは、施工者だけのミスに留まらず、工事の監督を行っている市の責任が問われるものである。

今後、工事完了までの間、本件のように違法行為を発生させないよう、徹底したチェック体制を求める。

(参考資料)

(1) 関係法令

「大気汚染防止法」 昭和43年6月10日制定（平成25年6月改正）

「石綿障害予防規則」 平成17年厚生労働省令21号（平成26年3月改正）

「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」 平成26年3月31日公示
厚生労働大臣

ほか

(2) マニュアル，パンフレット等

「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6」 環境省

「解体等工事を始める前に」 環境省

「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン（平成29年4月）」
環境省

「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（2.20版）」平成30年3月 厚生労働省

「石綿を含有する建築物の解体等に係る届出について」平成26年6月 厚生労働省・国土交通省・環境省

ほか

別表 アスベスト（石綿）含有建築材料

アスベスト（石綿）含有建築材料の種類		発じん性（飛散のしやすさ）	
特定建築材料	吹付け石綿 （石綿含有吹付け材）	レベル 1	発じん性が著しく高い。
	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材	レベル 2	レベル 1 よりは低いが発じん性が高い。
特定建築材料以外	石綿含有成形板等	レベル 3	石綿が建築材料の中に混ぜ込まれており、破碎・切断等をしなければ比較的発じん性が低い石綿含有建築材料。

※ 出典 【建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン（平成29年4月） 環境省】

8 監査意見

本監査を実施する中で見られた留意すべき点を意見として付記する。今後同種の工事施工に際しては参考とされたい。

【監査意見】

(1) 契約変更について

当初の契約締結後において、平成31年2月22日付けで国から「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の通知があったことから、本工事においても当該労務単価に基づいた契約を締結するかどうか受注者と協議し、合意の上変更契約を締結している。

変更契約の根拠として、市の工事請負契約書（以下「契約書」という。）の様式では、契約書第26条（注1）に賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定がある。しかし国の通知によれば、今回の労務単価変更に基づく運用は「特例措置」としており、よって市では契約書第26条の規定を根拠とすることはできないとの解釈をし、契約に定めのない事項等については発注

者と受注者とが協議の上定める旨を規定した契約書第56条（注2）に基づいて運用することとした。

これを受け、発注部署においてはこの運用に基づいて変更契約の進め、契約金額を増額する議案を提出し、令和元年12月議会で可決されたものである。

変更契約やその手続自体には誤りはないものの、本変更契約のように契約書第56条を根拠とする契約が多数行われることについては、運用上好ましいとは言えない。法令等の恣意的な解釈を防ぐため、想定し得る契約変更の根拠を契約書に明確に規定し、内部統制を機能させるべく改善に努められたい。

また、本契約においては、市議会の議決を経て締結した契約の変更であることを重く捉え、今後、同様の変更契約を行う場合には、市議会や市民にきめ細かな情報を提供されたい。

（注1）

建設工事請負契約書 第26条

1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

（第2項～第6項 略）

（注2）

建設工事請負契約書 第56条

この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

（2）既存建物の劣化について

老朽化が進む施設の更新においては、大規模な改修とするか、又は建て替えとするかの議論が極めて重要である。建物自体の耐用年数の残存期間に対する投資コストの妥当性の検討が必要であり、その判断のベースとなるのが、既存建物の耐久性及び劣化度である。大規模改修を選択した経緯に関しては、市民に明確な説明ができるよう備えられたい。

また、あらかじめ実施された試験によると、当該既存建物の躯体はコンクリートの中性化が進み、耐久性がやや低下している。また、今回の現地調査においても、コンクリートの密実度

の欠如（通称：ジャンカ）や鉄筋のかぶり不足による鉄筋のさびが見られた箇所があった。

今回の耐震補強工事について、設計時点における補強後の耐力に問題はなく構造計算上も妥当性が確認されており、施工後30年程度は、ほぼ問題はないと思料するが、残存期間を1年でも長く確保するため、このような躯体の劣化に対して、さび止め等適切な対処を行うことは言うまでもなく、施工後も維持管理計画を作成し、綿密な維持管理、定期的な修繕・更新を行い、貴重な市民の財産を確実に次世代に引き継いでもらいたい。

また、今後の工事については、外壁のタイルやベランダの強化ガラスの劣化による落下事故等の安全対策にも十分留意し取り組まれない。